

○ 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラムについて

平成30年度の医療法等の改正により、各都道府県において、「医師不足地域における医師の確保」と「医師不足地域に派遣される医師の能力開発・向上の機会の確保」の両立を目的とする「キャリア形成プログラム」を策定することとされたもの。

⇒ **(令和6年2月策定) 「宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラム」**

○ 宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラムの対象者

- ① 東北大学医学部医学科に地域枠入試（宮城県）で入学した医師
- ② 自治医科大学を卒業した医師
- ③ 宮城県医学生修学資金（東北大学枠）の貸与を受けた医師
- ④ 東北地域医療支援修学資金（資金循環型・宮城県枠）の貸与を受けた医師

○ 今回の「キャリア形成プログラム」の改正のポイント

自治医科大学卒業医師関係

- ① 義務年限中に**選択可能な専門研修（専攻診療科）**を拡大
- ② 併せて、勤務先医療機関、勤務診療科を再定義

東北医科薬科大学宮城枠医師関係

- ① 専攻診療科について、これまでの「推奨診療科」、「特定診療科」に加えて、新たに「**重点推奨診療科（整形外科、救急科）**」を定義
- ② 併せて、診療科の区分ごとの「**地域貢献期間**」における**勤務先医療機関等**を整理

その他

- ① 本キャリア形成プログラムの対象となる4つの制度間の記載項目、順番、記載内容等の精査・統一
- ② 全体の体裁・文言等の整理

主な改正内容（1）自治医科大学卒業医師関係

- ① 義務年限中に**選択可能な専門研修（専攻診療科）**を拡大
- ② 併せて、勤務先医療機関、勤務診療科を再定義

項目	現在(改正前)	今後(改正後)
選択可能な専門研修診療科(専攻診療科)	内科、整形外科	内科、総合診療科、外科、救急科、整形外科、小児科、産婦人科
勤務診療科	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として内科。 ◆ ただし、整形外科の勤務についても配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 原則として内科等の総合的な診療等に従事。 ◆ ただし、配置先の自治体病院等において必要とされる診療科に勤務する場合もある。 ◆ また、専門研修期間中は、プログラムの履修に必要とされる診療科に勤務する。 ※ なお、整形外科及び産婦人科を専攻する場合、専門研修終了後も当該専攻診療科の医師として勤務することができるものとする。
勤務先医療機関	A群⇒基幹型臨床研修病院 B群⇒指導医のいる中核的な病院等 C群⇒200床未満の病院等	臨床研修期間⇒基幹型臨床研修病院 臨床研修終了後⇒仙台市を除く自治体病院等

(参考) 自治医科大学卒業医師の勤務パターン例【改正後】

(1) 専門研修プログラムが3年の診療科を専攻する場合
(内科、総合診療科、外科、救急科、小児科、産婦人科)

卒後年数・義務年限	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		専門研修			地域勤務			
医療機関	知事が指定する臨床研修病院		基幹病院1年(後期研修※) + 連携病院2年(仙台市以外の自治体病院)			仙台市以外の中小規模の自治体病院、診療所等			

※ 専門研修の履修に当たっては、「後期研修」の1年を基幹病院での研修に充てる。

(2) 専門研修プログラムが4年の診療科を専攻する場合(整形外科)

卒後年数・義務年限	1	2	3	4	5	6	7	8	9
区分	臨床研修		専門研修			地域勤務			
医療機関	知事が指定する臨床研修病院		基幹病院1年(後期研修※) + 連携病院3年(仙台市以外の自治体病院)			仙台市以外の中小規模の自治体病院、診療所等			

※ 専門研修の履修に当たっては、「後期研修」の1年を基幹病院での研修に充てる。

主な改正内容（2）東北医科薬科大学宮城枠医師関係

- ① 専攻診療科について、これまでの「推奨診療科」、「特定診療科」に加えて、新たに「**重点推奨診療科（整形外科、救急科）**」を定義
- ② 併せて、診療科の区分ごとの「**地域貢献期間**」における**勤務先医療機関等**を整理

	区 分		義務年限	地域貢献期間
ア	推奨診療科 (内科、総合診療科、 外科)	地域医療においてニーズが高く、 総合的な診療に幅広く対応するこ とが期待される診療科	10年	内科等の総合的な診療等に 【勤務先医療機関】 原則、中小規模病院、診療所等
イ	新規 重点推奨診療科 (整形外科、救急科)	地域医療においてニーズが高く、 専門性を発揮して対応することが 期待される診療科	10年	専攻診療科の専門性を活かして勤務 (整形外科医・救急科医として勤務) 【勤務先医療機関】 原則、中小規模病院、診療所等
ウ	特定診療科 (小児科、産婦人科)	医師不足が著しく、本県として特に 医師確保の必要性が高い診療科	8年	(地域貢献期間なし)
エ	ア～ウ以外の 専攻診療科		10年	内科等の総合的な診療等に 【勤務先医療機関】 原則、中小規模病院、診療所等

宮城県地域枠等医師キャリア形成プログラムの改正について

(参考) 地域貢献期間中の勤務先医療機関について (配置優先順位)

専攻診療科	勤務先医療機関	配置意向調査(予定)		
		1巡目	2巡目	3巡目
ア. 推奨診療科 (内科・総合診療科・外科)	【県内(仙台市を除く)】	実施中	R7後半	R8後半
	①100床未満の自治体病院・診療所			
	②200床未満の自治体病院	R7前半	R8前半	R9後半
	③民間へき地診療所			
④200床未満の民間病院(一般病床20床以上)	【東北5県】			
エ. ア～ウ以外の診療科	⑤200床未満の自治体病院・診療所	R7後半	R9前半	R10前半
	⑥民間へき地診療所	R8前半	R9後半	R10後半
	⑦200床未満の民間病院(一般病床20床以上)			
イ. 重点推奨診療科 (整形外科)	【県内(仙台市を除く)】	※ア・エと同時に実施		
	200床未満の、自治体病院・民間へき地医療拠点病院のうち、整形外科を標榜する病院			
イ. 重点推奨診療科 (救急科)	【県内(仙台市を除く)】	※ア・エと同時に実施		
	第二次救急医療施設のうち、			
	①200床未満の自治体病院 ②200床未満の民間病院			
ウ. 特定診療科 (小児科・産婦人科)	(地域貢献期間なし)			

(参考) 東北医科薬科大学宮城枠医師の勤務パターン例【改正後】

(1) 専門研修プログラムが3年の診療科(小児科・産婦人科以外)

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
義務年限	義務外		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
区分	臨床研修		専門研修期間			通常義務履行期間				地域貢献期間		
医療機関	—	—	東北医科薬科大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及び 仙台市以外東北6県の連携病院 又は特別連携病院			東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県)				仙台市以外東北6県の 中小規模病院・診療所		
	—	—	東北大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及び 仙台市以外東北6県の連携病院 又は特別連携病院			東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県)						

両大学が配置先調整

県が配置先調整

(参考) 東北医科薬科大学宮城枠医師の勤務パターン例【改正後】

(2) 専門研修プログラムが4年の診療科

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
義務年限	義務外		1	2	3	不算入	4	5	6	7	8	9	10
区分	臨床研修		専門研修期間				通常義務履行期間				地域貢献期間		
医療機関	—	—	東北医科薬科大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及び 仙台市以外東北6県の連携病院 又は特別連携病院				東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県)				仙台市以外東北6県の 中小規模病院・診療所		
	—	—	東北大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及び 仙台市以外東北6県の連携病院 又は特別連携病院				東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県)						



(参考) 東北医科薬科大学宮城枠医師の勤務パターン例【改正後】

(3) 特定診療科: 小児科、産婦人科

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
義務年限	義務外		1	2	3	4	5	6	7	8
区分	臨床研修		専門研修期間			通常義務履行期間				
医療機関	—	—	東北医科薬科大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及 び仙台市以外東北6県の連 携病院又は特別連携病院			東北医科薬科大学関連病院 (仙台市以外東北6県)				
	—	—	東北大学プログラム 原則、基幹病院(2年以内)及 び仙台市以外東北6県の連 携病院又は特別連携病院			東北大学関連病院 (仙台市以外東北6県)				

両大学が配置先調整